

令和3年8月19日  
更新 令和3年9月10日

学生、教職員及び関係者の皆様

国立大学法人福岡教育大学  
学長 飯田 慎司

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等  
に基づく本学の対応の基本方針について

令和3年8月17日、国は福岡県に対して緊急事態宣言の発令（8月20日から）を決定しました。

本学は、国の緊急事態宣言及びこれに基づく福岡県の要請を受けて、当該期間中の対応の基本方針を下記のとおり定めます。

記

《本学の対応の基本方針について》

(1) 学生（大学院生等を含む。）

① 授業について

- ・令和3年度の授業は、「【教職員向け】新型コロナウイルス感染拡大防止と面接授業実施に係るガイドライン」に基づいた感染予防対策がとれる授業は、対面の形式で授業を実施することを原則としています。
  - ・引き続き感染防止策を徹底してください。
- ※今後の感染拡大の状況により授業形態が変更となる場合があります。

② 学内への入構について

- ・感染拡大を防止する観点から、学内への入構については授業を受講するなど真に必要な場合に限定します。
- ・学内へ入構する際は、マスクの着用を義務とし、その他手洗い・三密を避けるなど感染対策を徹底してください。（暑い時期のマスクの着用については熱中症にも注意すること。）
- ・各自、毎日検温を実施し、発熱やその他症状がある場合には、入構しないこと。
- ・各部部署（キャリア支援センター、図書館等）の利用等に関しては、関係部署の指示に従ってください。

③ 課外活動について

- ・活動については中止してください。詳細は別途発出される学生生活に係る各通知によるものとします。

## (2) 教職員の勤務態勢について

### ① 大学教員

- ・引き続き、対面授業、実験及び実技科目の対応状況に応じて柔軟な勤務体制を取れることとし、在宅勤務の活用、時差出勤（公共交通機関利用者に限る。）及び自転車通勤など、人との接触を低減する取組みを強力的に推進してください。

### ② 附属学校園に勤務する教職員（非常勤職員を含む。）

- ・引き続き、通常の勤務体制としますが、可能な限りローテーションによる在宅勤務の活用、時差出勤（公共交通機関利用者に限る。）及び自転車通勤など、人との接触を低減する取組みを強力的に推進してください。

### ③ 事務職員（非常勤職員を含む。）

- ・8月20日（金）から9月30日（木）の間について、各課の実情に応じて柔軟な勤務体制を取れることとし、ローテーションによる在宅勤務の活用、時差出勤（公共交通機関利用者に限る。）及び自転車通勤など、人との接触を低減する取組みを強力的に推進してください。

※特に 20 時以降の移動（退勤）を伴わない勤務体制とするよう徹底願います。

※実施内容等は、今後の福岡県の感染状況や学内・大学周辺の感染状況を踏まえ、変更することがあります。